平成２７年（フ）第１２１２号
埼玉県ふじみ野市上福岡４丁目10―２―201
債務者　中川　正和
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１２１３号
埼玉県ふじみ野市上福岡４丁目10―２―201
債務者　中川　理佐
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１２１４号
東京都足立区伊興５丁目11―13―207
債務者　水井　大介
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１２１６号
東京都豊島区池袋本町２丁目７―１―516
債務者　中山　　明
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１２２４号
神奈川県藤沢市西富436―２―202
債務者　洲崎佳代子
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１２２６号
東京都中野区大和町２丁目24―２
債務者　吉田　樹生
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１２２７号
東京都足立区佐野２丁目35―７―402
債務者　高岡　　薫（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１２２８号
東京都荒川区東尾久１丁目29―17―405
債務者　山口　　至
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３６１号
北海道上川郡東神楽町南１条西２丁目10番24号
債務者　石川　　豪
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月22日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３６２号
北海道旭川市東光11条４丁目３番12号　オカダハイツ102号室
債務者　石川　智美
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月22日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３８５号
北海道旭川市永山10条３丁目５番６号
債務者　越高　智裕
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月22日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３８６号
北海道旭川市永山10条３丁目５番６号
債務者　越高　文子
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月22日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４０２号
北海道旭川市旭岡４丁目5774番地
債務者　片岡　重信
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月22日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７号
北海道上川郡美瑛町西町１丁目６番23号
債務者　有澤香菜代
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月22日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１６号
北海道旭川市忠和７条６丁目６番７号　オリス忠和203号室
債務者　飯田　　渡
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月22日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部